

御代田町小中学校におけるスマホ等電子メディアの取扱いに関する

基本方針

- 子ども宣言
- 保護者宣言
- ガイドライン



御代田町教育委員会

令和2(2020)年11月26日策定

電子メディア使用に関する 御代田町子ども宣言

私たちは、生活や学習に便利で役に立ち、使うと楽しい電子メディアを有効に活用したいと考えます。だからこそ、ゲームなどにのめりこみ過ぎて依存することがないように、次のことを守って安全に正しく使うことを宣言します。

- 1 保護者・家族や友達・仲間と話し合い、ルールを決めて使います。
 - ①学習の時間を大切にし、ゲームなどに使う時間を決めて使います。
 - ②トラブルが起きた場合もすぐに対応できる場所で使います。
 - ③必ずフィルタリングをかけ、有害コンテンツは除いて使います。
- 2 人を傷つけることがないか、危険にまきこまれることがないか、依存症になっていないか、がまんする心が働いているかをいつも考えながら使います。
- 3 毎月第2日曜日を「メディアコントロールデー」（自分で調整し、制限して使う日）とし、保護者・家族や友達・仲間と使い方をチェックして使います。

電子メディア使用に関する 御代田町保護者宣言

私たち保護者は、子どもたちがますます進展する情報化社会をたくましく生き抜くために、電子メディアを有効に上手に活用することを願っています。だからこそ、保護者の責任において次のことを守ることを宣言します。

- 1 子どもと相談し、話し合い、ルールを決めて使わせます。
- 2 人権侵害、危険、依存症などに常に注意して使わせ、子どもが守れない場合は厳しい態度で臨みます。
- 3 毎月第2日曜日の「メディアコントロールデー」(自分で調整し、制限して使う日)には、子どもと共に保護者自身も使い方をチェックします。

御代田町小中学校におけるスマホ等電子メディアの取扱いに関するガイドライン

【趣旨】

電子メディア使用に関する御代田町子ども宣言・保護者宣言の前文にも謳われているように、情報化社会が益々進展する今日においては、スマホ、PC、ゲーム機等電子メディアを最大限有効に活用するとともに、一方でそれらにのめり込み過ぎて学習や生活に支障をきたしたり依存症に陥ったりすることのないように留意せねばなりません。そのためには子どもたち自身が自ら考え、調整・制御し、行動で示すとともに、保護者・大人も範を示しながら子どもと一体となって安心・安全に使用できる環境を整えていくことが求められます。その指標となるガイドラインをここに示します。

子どもにスマホ等電子メディアを持たせる保護者の責任について

保護者には、持たせるかどうかの判断、またその管理について責任があります。

スマホ等電子メディアを子どもに持たせるかどうかは、各家庭の方針に従って、その目的や必要性から、保護者が判断するものです。子どもに持たせる以上、保護者として責任をもって、その使用方法や使用時間等の取扱いの管理、使用に伴う危険やトラブル等への対処を行うことが必要です。

さらに、登下校中及び学校にスマホ等電子メディアを所持させる場合には、学校との協力が不可欠です。学校が示す校内や登下校時の取扱いルールに同意し、そのルールを子どもと確認して、保護者の責任のもとで守らせることが、子どもの安全確保や、子どもに適切な使い方を身に付けさせることにつながります。

学校での指導について

学校は、電子メディアとの向き合い方の指導を、積極的に行います。

情報化社会が益々進展する中、スマホ等電子メディアは子どもたちの生活に急速に普及しています。それに伴い、ネット依存やインターネットを介したいじめ・トラブル、高額課金、盗撮や自画撮り被害等の犯罪被害等が増加しています。教育委員会及び町内小中学校が行った調査の分析や考察にも、使用に関する危険性やルールを、子どもたちや保護者に指導、啓発する必要性が高く、生徒指導上の喫緊の課題であることが確認されています。

このことから、学校は、すべての子どもに対し、スマホ等電子メディア使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪被害の防止と適切な対処や、よりよい人間関係等についての指導に、今まで以上に積極的に取り組む必要があります。

御代田町子ども宣言・保護者宣言や本ガイドラインを参考に、子どもや保護者、学校が互いに話し合い、協力して共に取り組むことが重要だと考えます。今後、情報化社会が進む中で、御代田町の子どもたちがスマホ等電子メディアを上手に使いこなし、安心・安全に、また健やかに成長できる環境をみんなでつくっていきましょう。

保護者の皆様へ

子どもにスマホ等電子メディアを持たせる場合は、保護者の責任のもと、子ども宣言・保護者宣言の内容や以下のことをご家庭で確認してください。

【登下校中や学校でのスマホ等電子メディアの取扱いについて】

- (1) やむをえず学校に持ち込む場合は、いったん学校に預けるなど学校の約束にしたがう。
- (2) 登下校中はかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では使わない。

【適切な使用に関すること】

1 スマホ等電子メディアの適切な使い方について

- (1) 家庭でゲーム等に使用する時間を子どもと相談して決める。

【参考(ゲーム等使用時間)『平日』大阪:30分 香川:60分 『休日』大阪:60分 香川:90分 などを目安とする。】

- (2) 自分や他人の画像、映像や個人情報を、安易に誰かに送ったり、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下、SNS)に投稿したりしない。
 - (3) 保護者の許可なく、ゲームの課金や商品等の申し込みをしない。
 - (4) インターネット上で知り合った人とは会わない。
 - (5) 盗撮やその他犯罪につながることはしない。
 - (6) SNSやメール等には、人の悪口や悪意のある内容等、いじめにつながることは書き込まない。SNSグループでの仲間外れ等のいじめ行為もしない。
 - (7) SNSでの友達の反応が遅くなる場合があることを理解し、友達にすぐに返信するよう強制しない。
- ※ これら以外の使い方については、子どもと話し合っ、その都度ルールをつくってください。

2 スマホ等電子メディアの管理及び責任について

- (1) 子どもにスマホ等電子メディアをもたせる際は、使う目的やその必要性、必要な機能等を子どもと共に確認して、適切な機種や機能を選ぶ。また、使用するアプリケーション(以下、アプリ)等についても、使用するかどうか、使用前に必ず子どもと確認する。
- (2) フィルタリングを必ず設定する。日常的に子どもの使用状況を確認し、不適切な使用や長時間の使用はさせないよう、メディアコントロールデー等を利用して定期的にフィルタリングソフトや設定を見直す。
- (3) 学校や地域の研修会・講演会等への参加や学校のお知らせ等から、積極的に適切な使い方や危険性について理解を深め、適切な使用方法や時間について、家庭でも指導を行う。
- (4) 個人情報の流出や他人による不正な使用を防ぐため、パスワードを設定する等の工夫をする。パスワードは保護者が必ず知っておく。
- (5) インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合は、すぐに学校や、警察その他の関係機関、各種相談窓口等に相談し、適切に対応する。

児童生徒の皆さんへ

スマホ等電子メディアは、子ども宣言の内容や以下のことを守り、保護者が許可した場合に持つことができます。

【登下校中や学校でのスマホ等電子メディアの取扱いについて】

- (1) 保護者の了解のもと、やむをえず学校に持ち込む場合は、いったん学校に預けるなど学校の約束にしたがいます。
- (2) 登下校中はかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では使いません。

【正しい使い方に関すること】

1 スマホ等電子メディアの正しい使い方について

＜自分のことについて＞

- (1) お家でゲーム等に使う時間を保護者と相談して決めます。

【参考(ゲーム等使用時間)『平日』大阪:30分 香川:60分 『休日』大阪:60分 香川:90分 などを目安とする。】

- (2) 自分や友だちの写真や映像、情報(名前や住所、生年月日、学校名など)を誰かに送ったり、SNS(LINEやInstagramなど)にのせたりしません。
- (3) 保護者の許可なしでゲームのアイテムなどを買ったり、商品を申し込んだりしません。
- (4) SNSなどインターネット上で知り合った人とは会いません。
- (5) かくし撮りやその他犯罪につながることはしません。

＜友だちとのことについて＞

- (6) どんな時でも、誰に対しても、SNSやメールに、人の悪口やうわさなど、いじめにつながることは書きこみません。
- (7) SNSのグループでの仲間はずれなど、いじめはしません。
- (8) SNSやメールでは、返事が遅くなることもあるので、無理に友だちに返事をさせません。
- (9) 友だちに伝えたい大切なことは、会って直接伝えるようにします。

＜その他＞

- (10) これら以外の使い方については、必ず保護者と話し合ってルールをつくります。

2 その他の注意点

- (1) スマホ等電子メディアを買ってもらう時には、なぜ使うのか、本当に必要なのか、どんな機能を使うのかなどを保護者としっかり相談します。使ってよいアプリも、使う前に必ず保護者と一緒に考えます。
- (2) 必ずフィルタリングを設定してもらいます。そして保護者には、使い方や時間、正しい使い方しているかを確認してもらいます。また、メディアコントロールデーなどを利用して定期的に使い方について調整・制限します。
- (3) 自分の情報を知られたり、他の人に勝手に使われたりしないように、携帯電話にはパスワードをかけます。パスワードは必ず保護者に伝えます。
- (4) 学校などでスマホ等電子メディアの良いところや、注意しないといけないところを知り、携帯電話等の正しい使い方についてしっかり学習します。
- (5) スマホ等電子メディアを使うことで何か困ったことがあったら、すぐに保護者や先生などの大人に相談します。

小中学校教職員の皆様へ

【登下校中や学校でのスマホ等電子メディアの取扱い】

- (1) 子どもたちが保護者の了解のもと、やむをえず学校に持ち込む場合は、いったん学校が預かる措置を講ずるなど学校としての約束を決めておく。
- (2) 登下校中はかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では使わせない。
- (3) 学校は、児童生徒が学校の示したルールにしたがわない場合、保護者と協力して指導を行う。

【適切な使用に関する指導】

1 適切な使い方の指導について

学校は、使用実態についてアンケート等で定期的に把握するとともに、児童生徒（保護者）に対し、トラブルや犯罪行為等の加害者・被害者にならないよう、スマホ等電子メディアやインターネット使用の有用性、使用に伴う危険性やトラブルの対処方法、適切な人間関係のあり方等について、その発達段階に応じた指導を行う。併せて、ルールの必要性についても理解させる。

＜学校で指導すべき危険・トラブルの例＞

- (1) 長時間の使用によるネット依存や、依存に伴う生活習慣の乱れ、学習意欲低下、「ながらスマホ」による危険について
 - (2) SNS 等を利用したインターネット上のいじめや誹謗中傷について
 - (3) 画像・映像・その他個人情報の流出や拡散について
 - (4) 個人への不適切な画像・映像の送信とそれによる被害（いわゆる「自画撮り被害」）について
 - (5) 違法行為や社会で許されない行為の SNS 等への投稿によるネットでの炎上について
 - (6) オンラインゲーム等での高額課金について
 - (7) SNS 上で知り合った人と会うことで起こる連れ去りや性被害について
 - (8) その他、犯罪被害や違法行為との関わり（盗撮、詐欺や違法なダウンロード等）について
- ◇児童生徒は、今後ますます進展する情報化社会に適應していく必要があることから、スマホ等電子メディアを所持しているか否かに関わらず、すべての児童生徒に対して指導を行うこと。
- ◇使用に伴うトラブルや犯罪被害、いじめ等の未然防止のために、児童生徒の実態や課題に応じた指導を行うこと。
- ◇児童生徒のコミュニケーション力等人間関係づくりのスキル向上による人間関係形成能力や、基本的な生活習慣や規範意識などの自己管理能力の育成も、スマホ等電子メディアの適切な使用を理解させる上で必要であるため、様々な場面を捉えて指導を行うこと。

2 生じたトラブル・いじめ等への対応について

- (1) スマホ等電子メディアに関わるトラブル等が生じた場合、学校は、事実を確認し、関係する児童生徒に指導を行うとともに、保護者にも家庭での指導を要請し、協力して指導を行う。特に、いじめが生じた場合は、いじめは許さないという毅然とした態度を示し、迅速かつ適切な対応を行って、課題解決と再発防止に努める。
- (2) 使用に伴うトラブルや犯罪被害、インターネットを介したいじめ等については、必要に応じて警察等の関係機関とも連携して、組織的に対応する。

3 教職員の研修と児童生徒・保護者への情報提供について

- (1) 学校は、スマホ等電子メディアに関わる危険性や具体的な事例等、最新の情報や事案への対処方法について、積極的に教職員研修を行い、積極的な知識の獲得やトラブルやいじめ等への対処方法の確認を行う。
- (2) 学校は、児童生徒・保護者に対し、研修会やメディアコントロールデーについての広報等を通じて、スマホ等電子メディアの危険性やトラブルの対処方法、学校で行った指導内容等について、積極的に情報提供や啓発に努めるとともに、トラブルが起こった際の相談窓口等についても児童生徒や保護者に対し、情報提供を行う。